

重要事項説明書

(介護保険)

利用者：_____様

事業者：ライブアシスト訪問看護ステーション

[令和7年9月1日現在]

1 事業の目的および運営方針

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とします。

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

2 従業員の職種、員数、及び職務内容

職種	員数 (人員基準)	職務内容
管理者 (正看護師)	常勤1名	管理者は、所属訪問看護師を指導し、適切な事業の運営が行なわれるよう総括する。
訪問看護師	常勤2名	訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を行う。
理学療法士等	常勤1名	医師の指示に基づき訪問看護リハビリ実施計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリを行う。

※員数は基準またはそれ以上配置しています

3 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	ライブアシスト訪問看護ステーション
所在地	〒683-0033 鳥取県米子市長砂町300-3
連絡先	0859-30-3337
介護保険指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 (鳥取県3160290270号)
事業の実施地域	米子市、境港市、松江市、南部箕蚊屋広域連合管内(南部町・伯耆町・日吉津村)

※事業の実施地域について、通常地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業日および時間

年中無休	午前9時～午後6時
------	-----------

(3) 従業員の勤務体制

常勤職員	勤務時間
日勤	午前8時半～午後5時半

※非常勤は変則時間シフトによる

(4) 事業計画及び記録物の閲覧について

当事業所の「事業計画」は、当社のホームページ上で閲覧することができます。サービス提供に係る記録物の閲覧は請求書（別紙）により開示いたします。

4 利用料金

- (1) 利用料金（通常単価）加算、減算前
- (2) 介護保険負担割合証で自己負担2割の方は2割、3割と規定された方は3割のご負担になります。

サービス所要時間	基本料金	自己負担	夜間 (25%加算)	早朝 (25%加算)	深夜 (50%加算)
20分未満	3,140円	314円	393円	393円	471円
20分（リハビリ）	2,940円	294円	—	—	—
30分未満	4,710円	471円	589円	589円	707円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,029円	1,029円	1,235円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円	1,410円	1,410円	1,692円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算（減算）料金

加 算 項 目		単位	自己負担
初回加算（Ⅰ）		350単位	350円
初回加算（Ⅱ）		300単位	300円
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1月につき）		500単位	500円
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1月につき）		250単位	250円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）		600単位	600円
ターミナルケア加算（死 亡 月）		2500単位	2,500円
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254単位	254円
	所要時間30分以上の場合	402単位	402円
長 時 間 訪 問 看 護 加 算		300単位	300円
退院時共同指導加算		600単位	600円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	250円
同一建物（20人以上）減算			10%減算

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算

看護ステーションと同一建物または20名以上の集合住宅減算：利用料金の10%

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1枚につき
訪 問 記 録	10円

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに請求しますので、月末までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医への連絡基準		意識状態の変調、発熱など緊急で対処が必要な場合

8 虐待防止について

当事業者は、ご利用者様の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 20 条の規定に従い、従業者に対する研修を実施するとともに、事業所に虐待防止責任者を置き、虐待の発生防止に努めます。

虐待防止責任者：訪問看護ステーション管理者

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者様相談・苦情窓口

担当 管理者 電話 0859-33-4700

(2) その他（当社以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

米子市 長寿社会課	電話 0859-23-5131
境港市 長寿社会課	電話 0859-47-1038
南部箕蚊屋広域連合	電話 0859-39-6222
鳥取県国民健康保険団体連合会	電話 0857-20-3681

10 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、利用者の意見等を把握する取組		あり	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

11 業務継続計画の策定等（BCP）

感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

※特記事項（補足）

1. 緊急時訪問看護加算について
2. ターミナルケア（看取り）加算について

1. 緊急時訪問看護加算

当訪問看護ステーションは、24 時間御利用者様やご家族の方・主治医と連絡・連携が取れ、緊急時には電話相談や必要に応じて訪問対応ができる体制を取っております（24 時間対応体制）

そのため、介護保険での訪問看護の場合（緊急時訪問看護加算）：
計画的に訪問することとなっていない、緊急時を要する訪問を行う場合
所定単位数に加え、一か月に一回のみ加算されます。（600 単位＝6,000 円）

2. ターミナルケア（看取り）加算同意

ターミナルケアとは、病気・または老衰で回復の見込みがない患者様やご高齢の患者様が、残された日々をできる限り安らかに、穏やかに過ごすための医療ケアです。
痛みや苦しさ等を緩和し、患者様の QOL（クオリティー・オブ・ライフ/生活の質）を向上させて、安らかな旅立ちを見守りいたします。

（この加算については、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。また、この中にはターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で亡くなった場合も含まれます。）

- ① 24 時間必要時、連絡・訪問できる体制を整えており、対応させていただきます。
- ② 終末期のお体の状態に応じて主治医と連携をとりながら看護を行います。
- ③ ご利用者及びご家族のお気持ちに沿った看護を行います。
- ④ このサービスをご利用の場合には、2,500 単位＝25,000 円が加算されます